

社発第32号
平成21年7月24日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、貸借取引銘柄別増担保金徴収措置を下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

1．対象銘柄

(6508) (株)明電舎 株式

2．内 容

上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」（以下「対象取引区分」という。）にかかる貸借担保金率について、現行30%を50%（うち20%は現金に限る。）といたします。

なお、「貸借取引顧客取引分」および「清算取次貸借取引顧客取引分」については、当該措置の対象から除きます。

3．実施日

平成21年7月27日（申込日基準）

4．経過措置

上記増担保金については、平成21年7月24日（申込日基準）現在の上記銘柄の対象取引区分における貴社に対する融資または貸株残高を基準残高（平成21年7月27日（申込日基準）以降、残高がこの基準残高を下回った場合、同残高を新基準残高とする。）とし、基準残高の範囲内に相当する部分に係る増担保金の差し入れ日時は、追って通知いたします。

以 上